

武市こ未第 86 号

令和 2 年 5 月 1 日

教育・保育施設ご利用の保護者様

武雄市教育長 松尾 文雄

教育・保育施設の利用について (お願い)

日頃から本市の保育行政に多大なご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、保護者様に家庭保育をお願いしており、大変ご迷惑をおかけしております。登園自粛期間については、国の緊急事態宣言の期間に合わせ 5 月 6 日 (水) としておりましたが、この期間については、延長されることも想定されます。

つきましては、登園の自粛期間を下記のとおり変更させていただきます。保護者様におかれましては、引き続きご負担をおかけしますが、ご理解、ご協力をお願いいたします。

記

1. 登園自粛期間

令和 2 年 4 月 17 日 (金) ～緊急事態宣言が解除されるまで

2. 保育施設の利用について

感染拡大防止のため家庭保育を基本としますが、やむを得ない事情により家庭保育が困難な方は施設にご相談ください。

※やむを得ない事情の例

- ・保護者が看護師や介護職、保育士など医療や福祉の現場で働いている児童
- ・仕事をどうしても休めず、親族等にも預かりをお願いできない保護者の児童

3. 家庭保育ができず、登園させる場合

毎日、登園前の検温、健康観察を行い、体調が悪い場合はお休みさせていただきます。

4. 保護者負担について

登園自粛期間の保育料と副食費 (上限 4,500 円) について、日割りで返金いたします。自粛期間が終了してから、自粛届をご提出ください。

【担当】

武雄市こども教育部こども未来課
(こども政策係)

TEL : 0954-23-9215